

(仮称) 京ヶ森風力発電事業 環境影響評価準備書に係る答申(案)

1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)の大部分が硯上山万石浦県立自然公園及び一部が保安林に指定されており、隣接して複数の鳥獣保護区が指定されている。特に、事業区域の周辺ではイヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されるなど、良好な自然環境が保全されている。また、事業区域内には災害リスクの高い崩壊土砂流出危険地区が含まれている。

このことから、後述する個別的事項を踏まえ、事業実施による自然環境や生活環境への影響を適切に調査、予測及び評価した上で、本事業の実施による影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。

- (2) 硯上山万石浦県立自然公園第3種特別地域内の環境及び、当該箇所の人と自然とのふれあいの活動の場や、女川町レンガみちからの景観に重大な影響を及ぼす配置計画のままになっている。環境影響評価の趣旨に従い、事業区域から除外する等、より環境への影響が小さくなるような配置計画へと見直すこと。

- (3) バードストライクの対策と風力発電機の色を環境調和色にする対策等、環境の項目間で影響の回避・低減策が相反する場合、それぞれの環境影響の重大性を踏まえた上で、両者のバランスのとり方を含めて環境保全措置の採用経緯を、評価書に記載すること。

なお、環境保全措置の採用に当たっては、猛禽類協議会の意見を聴くこと。

- (4) 事業区域西側で、ユーラス石巻ウインドファームが稼働していることから、今後、当該事業者からの情報収集に努め、鳥類・景観などについて累積的な環境影響を評価し、評価書に記載すること。

- (5) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

- (6) 事業区域周辺の住民、関係自治体である石巻市、女川町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。特に、地域住民に影響を及ぼすことが予測される影響については、積極的に住民の意見を聴きとり、環境保全措置を講じること。

2 個別的事項

- (1) 騒音及び低周波音

イ 騒音による影響の評価については、実態を踏まえた環境基準を適用した上で、再評価した結果を評価書に記載すること。

なお、評価に当たっては、基準を満たしているかどうかのみで評価するのではなく、生じる影響の程度と評価結果に基づく回避・低減措置について文章により説明すること。

ロ 施設の稼働における騒音及び低周波音の影響について、環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成２９年）等のみにより評価するのではなく、平成３０年１０月にＷＨＯが改訂した環境騒音についてのガイドライン等の最新の知見に基づく評価を併せて評価書に示し、安全側となる評価を採用すること。

ハ 建設機械の稼働に伴う騒音の予測について、建設機械の稼働に伴う騒音について、住宅位置での５％時間率騒音レベルの予測値を評価書に記載すること。

（２） 地盤の安定性

事業区域は、崩壊土砂流出危険地区を含み、土砂災害警戒区域の上流域に該当するため、事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発しないよう、風力発電設備及び管理用道路等の附帯設備（以下、「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模の検討を行うこと。

（３） 植物

工事用・管理用道路の計画の見直しにより、ナンブワチガイソウの群落を回避すること。

（４） 景観

女川町のレンガみちからの眺望に大きな影響を生じさせる可能性のある風力発電機の１３、１４、１５号機が計画されている尾根筋を事業区域から除外すること。

（５） 人と自然との触れ合いの活動の場

イ 硯上山万石浦県立自然公園の第３種特別地域の改変に伴う１０、１１、１２号機は、当該箇所のトレイルルートに対して壊滅的な影響を与えることから、当該区域を事業区域から除外すること。

ロ 雄勝森林公園キャンプ場など、調査地点の利用状況について情報収集の上、静穏性が求められる場合にあっては、単に環境基準に基づく評価を行うのではなく、求められる環境に合った静穏性が保たれるかを踏まえて再評価した結果を評価書に記載すること。

なお、現在生じている騒音の種類や大きさ、設置される風車により発生する騒音の大きさの３点を踏まえて評価すること。

ハ 石巻緑のハイキングロードや各トレイルコースについて、利用状況のより詳細な情報を収集し、ハイキングや登山マラソン等のイベントに参加する利用者の満足度を著しく損ねることがないように、風力発電設備等の配置等の見直しを含めて影響の低減を図ること。

(6) 放射線の量

放射性物質が表層に含まれることが確認されたことから、施工に当たっては、表層土壌の飛散防止に加えて降雨等による流出防止策を講じること。